

高校生等奨学給付金申請のご案内 ～家計急変の新入生前倒し給付～

■申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。（申請締切日：令和4年5月27日）

下記提出書類を学校の事務室に提出してください。

■提出書類

<必ず提出が必要な書類>

- ①提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）
- ②高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式1（その3-2））
- ③家計が急変したことを判断する書類（以下全てを提出する。）
 - (1) 家計が急変したことを証するもの
 - ・給与所得の場合…離職証明書、直近の賞与明細書、家計急変後の給与明細書3箇月分など
 - ・自営業の場合…家計急変後の3箇月分の収入及び経費がわかるもの（様式任意）
 - (2) 申立書
（様式任意、家計急変の事由、今後の収入状況等を記載すること）
 - (3) 税額控除等を確認できるもの
（課税証明書又は税額決定(変更)通知書 ※源泉徴収票は不可）
※自営業の場合は、直近の確定申告書の写しも併せて必要となります。
- ④入学の日現在の世帯状況がわかる書類
 - ※高校生等本人以外に兄弟姉妹がない場合は、(1)及び(2)の提出は不要です。
 - (1) 健康保険証の写し
（年間給付額が143,700円（前倒し給付額が35,925円）となる世帯のみ）
※高校生等本人分と、入学の日現在で15歳（中学生を除く）以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分（計2名分）を提出してください。
 - (2) 扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）
- ⑤家庭調書
- ⑥債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）
※振込口座を登録するための用紙になります。
- ⑦在学証明書（様式2）
※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。

<高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合>

- ⑧委任状

■今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに通知を行います。